

特別交付税措置

制度の概要

企業立地促進法に基づき、企業立地等を行った企業に係る固定資産税の増収分の一定割合(5%)について、特別交付税措置を講じる。

○対象税目:固定資産税(市町村分)

○対象業種:製造業、情報通信業、情報通信技術利用業(コールセンター)、運輸業、卸売業、自然科学研究所

○対象施設要件:土地、建物、構築物、機械・装置

<対象となる増収分>

【新規企業の立地】

○新規立地企業の固定資産に係る増収額

【既存企業の新增設】

○新增設された固定資産に係る増収額
(企業立地計画等に基づく増築、設備投資等に係る増収分)

<増収額の計算>

地方自治体が課税免除等の措置をしているか否かに関わらず、増収額は、新規企業の立地又は既存企業の新增設に係る固定資産の価格(課税標準)×1.4%(標準税率)で算出

固定資産税の
増収額

留保財源
(25%)

特別交付税
(5%)

基本財政収入額に算入
(75%)

特別交付税

- 増収額の5%相当を交付
- 通常は25%である地方自治体における留保財源率を30%に引き上げるのと同様の効果
- 課税初年度から3年間措置
- 交付は毎年度12月もしくは3月
- 本措置は「特別交付税に関する省令」の改正によって実施。(平成20年12月もしくは平成21年3月の施行予定)